

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループにとってコーポレートガバナンスとは、株主の皆様・投資家・お客様・従業員・取引先・地域社会といった利害関係者（ステークホルダー）の利益を適正に調整し、効率的かつ健全な企業経営を行い、グループ全体の企業価値を高めていくためのシステムであると考えております。経営環境が急速に変化する中、企業倫理の確立と経営の健全性を確保し、適時・適確に経営の意思決定及び業務執行を行っていくことが、企業が永続的に成長・発展していくための鍵であると認識しております。

上記の考え方にに基づき、当社グループは持株会社体制を採用し、当社がグループ経営戦略の決定、グループ経営資源の適正な分配といった役割を担うとともに、各事業子会社・出資先が行う業務執行・事業運営を持株会社として管理・チェックし、グループ連結経営の強化に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

現状、当社は、株主における機関投資家や海外投資家の比率が相対的に低いため、議決権の電子行使を可能とするための環境づくり（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳について実施しておりませんが、今後の海外投資家比率等を考慮し、対応を検討してまいります。

【補充原則3-1-2 情報開示の充実】

当社は、株主における今後の海外投資家比率等を考慮のうえ、必要に応じて英語での情報開示・提供に対応してまいります。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者（CEO）等の後継者計画】

取締役会は、最高経営責任者等の後継者の計画を明確に定めておりませんが、代表取締役社長を中心として、企業経営および業務執行等を通じて人格・知識・経験等を勘案し最適と考える人材の育成・発掘に努めております。

【補充原則4-3-2 CEOの選解任】

取締役会は、最高経営責任者等の具体的な選任基準は決めておりませんが、人格・知識・経験等を勘案し当社を取り巻く環境や対処すべき課題等に対応できる人物を取締役会で選定することとしております。

【補充原則4-3-3 CEOの解任の基準】

取締役会は、最高経営責任者等の具体的な解任基準は決めておりませんが、目標の達成度や業績の状況等を勘案し、取締役会で審議し決定することとしております。

【補充原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、社外取締役4名を選任しており、うち2名は会社経営等に必要な法律や会計・税務などの専門分野における豊富な経験・知識を有する者であり、独立社外取締役として選任しております。今後も当社の企業特性・環境等を勘案し、独立社外取締役の人数を含めた機関設計の構築を検討してまいります。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社は、監査等委員でない取締役の報酬等の決定に関して、公正性・透明性・客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として任意の報酬委員会（委員全員を業務執行を行わない取締役とし、かつその過半数を社外取締役とする。）を設置しております。

指名委員会については設置していないものの、代表取締役社長が取締役の指名について提案し、独立社外取締役2名を含む社外取締役のみで構成される監査等委員会の意見を踏まえ、取締役会で決議をすることとしており、独立社外取締役の適切な関与・助言を受けるようにしております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社は、運営や審議等を含めた取締役会全体の評価を行うことは、その実効性を高めるためにも必要であると考えており、その評価方法につきましては、具体的な枠組みや評価手法を含め、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 上場株式の政策保有に関する方針】

□政策保有に関する方針

当社では、「政策保有株式」を、純投資以外の保有株式のうち、「子会社・関連会社株式」を除いた「その他有価証券」と規定し、投資先の成長性、収益性、取引関係強化等の観点から、保有意義・経済合理性を検証し、投資・保有を決定しております。なお、当初の投資・保有目的を達成した場合は、速やかに売却することとしております。

□議決権行使に関する基準

当社グループでは、政策投資目的で保有する株式の議決権の行使について適切な対応を確保するため、(1) 投資先の中長期的な企業価値を高め同社の持続的成長に資する、(2) 当社グループの中長期的な企業価値向上に資する、という視点を基準として総合的に判断することとしております。

[原則1-7 関連当事者間の取引]

関連当事者間の取引については、第三者との取引と同等の条件で行うことを基本としております。なお、当該取引が一般入札や定価のない取引の場合、取締役会の承認を必要といたします。当該承認について取締役会で審議する場合には、取引に関係する取締役は審議に参加いたしません。

[原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

企業年金の運用を行っていないため、該当事項はありません。

[原則3-1 情報開示の充実]

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は中期経営計画を策定しており、当社ウェブサイト等において開示しております。

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」に記載しております。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

役員の報酬等の額に決定に関する方針については、当社グループの企業価値の向上に資するという責務に相応しい報酬等とすることを基本方針としております。なかでも、監査等委員ではない取締役への報酬は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確化し、株価上昇によるメリット及び下落リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、金銭報酬と業績連動型株式報酬制度(株式給付信託(BBT=Board Benefit Trust))により構成しております。また、監査等委員でない取締役の報酬等については、取締役会が選定した委員を構成員とする任意の報酬委員会(委員全員を業務執行を行わない取締役とし、かつその過半数を社外取締役とする)を設置し、当該報酬委員会への諮問のもと、取締役会により決定しております。監査等委員である取締役の報酬等については、各監査等委員である取締役の監査業務の内容、経歴等の要素を勘案し、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役会は、取締役候補者の指名について、高い倫理観を持っており、金融・不動産ビジネスや投資等について知識、経験、能力など有していること、当社に対して積極的に貢献することに高い意識とコミットがあること等を踏まえ、業務執行に精通した者、豊富な経営経験を有する者、法律・会計税務の専門家などをバランスよく選任することとしております。監査等委員ではない取締役候補者候補者は、代表取締役社長が推薦し、監査等委員会の意見も踏まえ、取締役会が決定しております。監査等委員である取締役候補者は、代表取締役社長が推薦し、監査等委員会の同意を受け、取締役会が決定しております。

取締役の解任については、①公序良俗違反、②病気等による執務不能、③任務懈怠による損失発生、④法律上の欠格事由、⑤選任要件の不充足等が明確になった場合、取締役会で審議し決議することとしております。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役会が取締役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名については、その理由を株主総会において選任議案を上程する際の招集通知の参考書類の中で説明しております。

[原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲]

取締役会は、取締役会規程における決議事項、その他重要な事項について決定することとしております。それ以外の業務執行の決定については経営陣に委任しており、その内容は、社内規程に定めております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は金融取引所が定める要件及び基準に従い、独立役員である社外取締役を選任しております。

[補充原則4-11-1 取締役会のバランス、多様性及び規模に対する考え方]

当社は、定款において取締役の員数を監査等委員でない取締役は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内と定めております。

その範囲内で、当社は、取締役会の機能を最も効果的かつ効率的に発揮するとともに、取締役会の活性化を図る観点から、当社グループの業務に精通した「社内取締役」と社外における豊富な経験と知見を有する「社外取締役」を組み合わせ、取締役会全体としての知識・経験・能力がバランスの良い構成となるよう、専門知識や経験等が異なる多様な取締役で取締役会を構成しております。

[補充原則4-11-2 取締役の兼任の状況]

当社は、取締役の重要な兼職の状況について、株主総会招集通知の参考資料、事業報告及び有価証券報告書において開示しております。また、その兼任状況は取締役会または監査等委員会のために必要となる時間と労力から見て合理的な範囲にあると考えております。

[補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価]

当社は、運営や審議等を含めた取締役会全体の評価を行うことは、その実効性を高めるためにも必要であると考えており、その評価方法につきましては、具体的な枠組みや評価手法を含め、今後検討してまいります。

[補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニングの方針]

当社は、当社グループの事業に対して理解を深めるために、定期的な取締役会等のほか、取締役の要望に応じて、随時、説明の機会を設けております。新任取締役に対しては就任後速やかに当社グループの事業について説明を実施しております。また、取締役が職務遂行上必要と考えられる最新の法令等を学ぶ機会を提供しております。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、株主との建設的な対話を促進するために、以下の体制を整備し、実施に取り組んでおります。

1. 株主からの対話の申込に対しては、社長室を窓口としております。
2. 機関投資家との面談は基本的に代表取締役社長が対応を行っております。また、IRを担当する部署は計数に関しては財務経理部が、それ以外は社長室が担当し、各関連部署と積極的に連携を取りながら、株主との建設的な対話の促進に努めております。
3. IR活動で得られた株主からの意見・懸念事項等につきましては、経営陣に対し適時・適切にフィードバックしております。

[原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表]

当社は経営計画の策定にあたっては、配当等の株主還元を含めた一株当たりの株主資本の成長率が、当社グループの成長を示す指標として最適と考えております。当社は当該指標を複数年単位で中長期的に拡大することを目指しております。

そのために、持株会社が新規投資を含む各事業への資本配分を決定し、それらについての定量的なモニタリングを行う一方で、各事業会社においてそれぞれの経営戦略の遂行に努めております。

これらの取組みについては、有価証券報告書などに記載しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口)	2,608,295	7.67
島根 秀明	2,039,800	6.00
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB (常任代理人メリルリンチ日本証券株式会社)	1,507,000	4.43
株式会社アエリア	1,294,425	3.81
工藤 英人	1,109,800	3.26
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人ゴールドマンサックス証券株式会社)	828,350	2.44
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	759,220	2.23
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	749,200	2.20
トランスバシフィック・アドバイザーズ株式会社	741,780	2.18
長嶋 貴之	687,400	2.02

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

「2. 資本構成」は、2020年3月31日現在の状況を記載しております。

(1) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

(2) 島根秀明氏 (当社代表取締役) の所有株式数は、本人の資産管理会社である(株)松栄管理が所有する株式数1,665千株を含めた実質所有株式数を記載しております。このほか同氏に対する給付予定分として、株式給付信託制度 (B B T) に基づき、当社株式1,119千株が、資産管理サービス信託銀行(株) (信託E口) に割当てられております。

(3) 工藤英人氏 (当社取締役) の所有株式数は、本人の資産管理会社である(株)工藤アセットマネジメントが所有する株式数855千株を含めた実質所有株式数を記載しております。このほか同氏に対する給付予定分として、株式給付信託制度 (B B T) に基づき、当社株式736千株が、資産管理サービス信託銀行(株) (信託E口) に割当てられております。

(4) 2019年10月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、オールド・ピーク・グループ・リミテッド (Old Peak Group Ltd.) が2019年9月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称 オールド・ピーク・グループ・リミテッド (Old Peak Group Ltd.)
住所 c/o Old Peak Ltd., Suite 901, 9th Floor, 28 Hennessy Road, Wanchai, Hong Kong
保有株券等の数 3,211千株
株券等保有割合 9.84%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小林 祐介	他の会社の出身者											
小西 克憲	他の会社の出身者											
安東 恭一	弁護士											
田名網 一嘉	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

小林 祐介			株式会社アエリア 代表取締役社長	これまで多くの企業経営に携わり、経営に関する高い見識を有されており、これまでも当社社外取締役として、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、適切な役割を果たしております。これらのことから当社の社外取締役に相応しい人材であると判断し、選任しております。 当該取締役は、当社においては会社法第2条第15項に定める社外取締役であり、業務執行を直接担当することなく、経営者の業務執行が会社利益の最大化に向けて適正に行われているかを監督しております。会社利益の最大化は一般株主の利益にも適うことであり、一般株主と利益相反が生じる可能性は低く、当該社外取締役の独立性は高いものと考えております。
小西 克憲	○		子会社あかつき証券株式会社 監査役	金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な見識を有されており、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、監査等委員である社外取締役として適任であることから、当社社外取締役に選任しております。 当該取締役は、当社においては会社法第2条第15項に定める社外取締役であり、業務執行に直接関与することなく、経営者の業務執行が会社利益の最大化に向けて適正及び適法に行われているかを監査・監督しております。会社利益の最大化は一般株主の利益にも適うことであり、一般株主と利益相反が生じる可能性は低く、当該社外取締役の独立性は高いものと考えております。
安東 恭一	○	○	新霞が関総合法律事務所 パートナー	弁護士としての高度な法律知識と幅広い識見を有されており、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、監査等委員である社外取締役として適任であることから、当社社外取締役に選任しております。 当該取締役は、当社においては会社法第2条第15項に定める社外取締役であり、業務執行に直接関与することなく、経営者の業務執行が会社利益の最大化に向けて適正及び適法に行われているかを監査・監督しております。会社利益の最大化は一般株主の利益にも適うことであり、一般株主と利益相反が生じる可能性は低く、当該社外取締役の独立性は高いものと考えております。
田名網 一嘉	○	○	株式会社アエリア 社外監査役	税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有されており、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、監査等委員である社外取締役として適任であることから、当社社外取締役に選任しております。 当該取締役は、当社においては会社法第2条第15項に定める社外取締役であり、業務執行に直接関与することなく、経営者の業務執行が会社利益の最大化に向けて適正及び適法に行われているかを監査・監督しております。会社利益の最大化は一般株主の利益にも適うことであり、一般株主と利益相反が生じる可能性は低く、当該社外取締役の独立性は高いものと考えております。

[監査等委員会]

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は、当社グループの使用人に監査業務に必要な事項を命令することができることとしております。
監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関しては、監査等委員でない取締役、部門責任者等の指揮命令を受けないこととし、監査等委員の指揮命令に従い補助業務が遂行できるような独立性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員である取締役は、監査等委員会規程において、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行うこととしております。また、監査等委員会が必要と判断した場合は、各監査等委員でない取締役、グループ各社社長、重要な使用人から個別ヒヤリングを行う機会を設けることとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	0	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、監査等委員でない取締役の報酬等の決定に関して、公正性・透明性・客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として任意の報酬委員会（委員全員を業務執行を行わない取締役とし、かつその過半数を社外取締役とする）を設置しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

○「独立性の判断基準」

- (1)当社の業務執行取締役、執行役、執行役員、会計参与または使用人（以下、「業務執行者等」という）ではないこと
- (2)親会社、子会社、兄弟会社、関連会社の業務執行者等ではないこと
- (3)過去10年間にわたり上記(1)(2)を満たしていること
- (4)過去3年間に、当社の主要な取引先の業務執行者等ではないこと
- (5)弁護士やコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社から過去3年平均にて年間1,000万円以上の金銭その他を得ている法律事務所等のアドバイザー・ファームの社員等ではないこと
- (6)過去3年間に、当社の主要株主（総議決権の10%以上）又はその業務執行者等でないこと
- (7)過去3年間に、上記(1)～(5)の近親者（配偶者及び二親等以内の親族）ではないこと
- (8)仮に上記(2)～(7)のいずれかを充足しない者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、十分な独立性を有する社外取締役としてふさわしいと当社が考える場合は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ当該人物が当社の十分な独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を社外取締役候補者とすることができる。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 更新

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

監査等委員ではない取締役への報酬は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確化し、株価上昇によるメリット及び下落リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、金銭報酬と業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」により構成しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

取締役報酬関係

(個別の取締役報酬の) 開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

更新

第70期有価証券報告書において以下の内容を開示しております。

[役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数]

役員区分	報酬等の総額	基本報酬	役員株式給付引当金繰入額	対象役員人数
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	233,708千円	122,353千円	111,354千円	5名
取締役(監査等委員)(社外取締役を除く)	—	—	—	0名
社外役員	14,195千円	13,800千円	395千円	4名

(注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役(監査等委員及び社外取締役を除く) 4名ですが、上記の取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)の支給人員及び支給額には、2019年6月27日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員及び社外取締役を除く) 1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額(賞与含む) は含んでおりません。

[連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等]

氏名	役員区分	会社区分	基本報酬	役員株式給付引当金繰入額	連結報酬等の総額
島根秀明	取締役	当社	46,500千円	76,489千円	
	取締役	あかつき証券株式会社	12,000千円	—	2社合計134,989千円
工藤英人	取締役	当社	51,750千円	32,947千円	
	取締役	あかつき証券株式会社	18,000千円	4,309千円	2社合計107,007千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額に決定に関する方針については、当社グループの企業価値の向上に資するという責務に相応しい報酬等とすることを基本方針としております。なかでも、監査等委員でない取締役への報酬は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確化し、株価上昇によるメリット及び下落リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、金銭報酬と業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT=Board Benefit Trust)」により構成しております。

また、監査等委員でない取締役の報酬等については、取締役会が選定した委員を構成員とする任意の報酬委員会(委員全員を業務執行を行わない取締役とし、かつその過半数を社外取締役とする)を設置し、当該報酬委員会への諮問のもと、取締役会により決定しております。監査等委員である取締役の報酬等については、各監査等委員である取締役の監査業務の内容、経歴等の要素を勘案し、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

社外取締役のサポート体制

取締役会の開催に際して、開催連絡等については電子メールで届く体制となっております。

また、事前に取締役会資料を配布し、必要に応じて、議案の内容についての事前説明や代表取締役を含む業務執行取締役との意見交換を行う等、議論を行う仕組みとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は経営の最高意思決定機関として取締役会を設置し、現在は監査等委員でない取締役7名及び監査等委員である取締役3名の計10名で構成されており、うち4名は社外取締役となっております。取締役会は取締役会規程に基づき月1回の定例取締役会、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項について意思決定を行っております。また、意思決定の迅速化と機動的な業務執行を図るため、取締役会において必要に応じ執行役員を任命しております。経営に関する重要事項については、必要に応じて経営会議を開催しております。なお、取締役会には監査等委員である取締役が出席することで、業務執行取締役の職務執行状況を監査し、経営の健全性・透明性の確保に努めております。

また監査等委員である取締役においては、監査等委員会において決議した監査方針・監査計画等に基づいて、監査等委員である取締役が取締役会やその他重要な会議に出席し、重要な書類を閲覧するなどして、取締役会の意思決定や監査等委員でない取締役の業務執行状況について監査をいたします。また、必要に応じて内部監査担当を通じて社内各部門に対してヒアリング・調査を行い、監査の充実を図ってまいります。

会計監査については、海南監査法人と監査契約を締結しており、同監査法人の会計監査を受けております。

監査等委員でない取締役の報酬等については、取締役会が選定した委員を構成員とする任意の報酬委員会(委員全員を業務執行を行わない取締役とし、かつその過半数を社外取締役とする)を設置し、当該報酬委員会への諮問のもと、取締役会により決定しております。

監査等委員である取締役の報酬等については、各監査等委員である取締役の監査業務の内容、経歴等の要素を勘案し、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、社内におけるコンプライアンスの徹底、経営監視機能の客観性・中立性の確保、ディスクロージャーの強化等公正かつ透明性の高い経営を実施することを重要な課題と位置づけております。そのため、構成員の全員を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役が取締役会において議決権を行使することで監査監督機能が一層強化され、当社のコーポレート・ガバナンスの充実及び更なる企業価値の向上が図られるものと考え、監査等委員会の制度を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の発送日に、当社ウェブサイトにおきまして掲載しております。(2020年6月26日開催第70回定時株主総会においては、6月11日に掲載いたしました。)
その他	事業報告等の説明に際し、ご来場の株主のみなさまにご覧いただけるよう、プレゼンテーション資料を作成し、後日、当社ウェブサイトにも掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上に、決算情報及びプレスリリース資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署として、社長室及び財務経理部を設けております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムとは、1. 業務の有効性と効率性の向上、2. 財務報告の信頼性の確保、3. 法令、諸規則等遵守の徹底、4. 資産の保全という4つの目的を達成するために、適正な業務執行体制を確保するとともに、適切な監視体制を機能させるという一連の組織運営のプロセスであると考えております。つまり、日々の業務が法令に則って運営されていることはもちろん、その執行が有効性と効率性を確保した形で行われているか、また、その結果が適切な情報開示プロセスに従って財務諸表等に反映されているか等を確認することであり、当社グループにおいては内部統制活動が十分機能するよう内部統制基本方針を策定し、その方針に基づき内部統制システムの充実に取り組んでおります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

1. 当社は、当社グループの役職員が業務を遂行する上において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応しなければならない旨、周知徹底を図っております。
2. 反社会的勢力に対応する部署を設置し、反社会的勢力の不当な要求については断固とした態度で臨み、関係の断絶に務めてまいります。
3. 反社会的勢力排除に向け、平素からグループ役職員に対して啓蒙・教育活動を行い、また、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター・弁護士などの外部専門機関とも情報交換し、速やかに対応できる体制を構築しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社は、金融商品取引法、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」に基づき、当社及び当社グループに関する重要な経営関連情報、財務情報を投資者に迅速かつ正確に開示することを基本方針としております。

1. 決定事実に関する情報の開示

決定事実に関する重要な会社情報については、取締役会で決議後、適時開示基準に照らし開示が必要となる事項については、情報開示の担当部署である社長室を通じ、遅滞なく情報開示することに努めております。

2. 発生事実に関する情報の開示

発生事実に関する重要な会社情報については、発生を認識した部署もしくはその重要事実を把握した役職員が、情報開示を担当する情報取扱責任者に速やかに報告を行う体制となっております。報告された情報を適時開示基準に照らし、当該情報の開示必要性の有無を検討するとともに、代表取締役役に報告いたします。開示が必要となる場合には、情報開示の担当部署である社長室を通じ、迅速に開示するよう努めております。

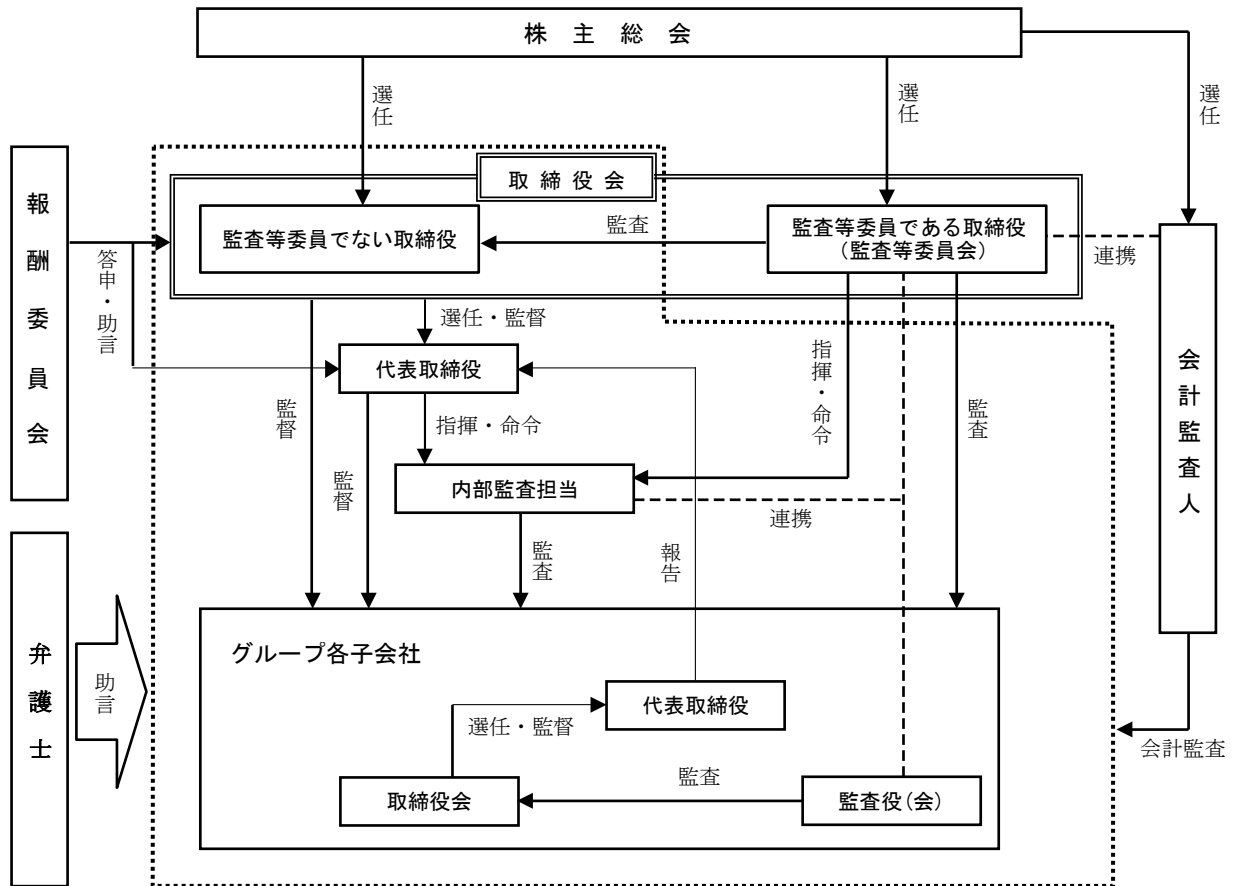
3. 決算に関する情報の開示

決算に関する情報の開示については、決算情報取扱いの担当部署である財務経理部により集計され、取締役会の決議後、情報開示の担当部署である社長室を通じ、遅滞なく開示することとなっております。また、業績予想の修正等に関する情報の開示についても、同様の手順により迅速に情報開示を行うこととしております。

4. 子会社に関する情報の開示

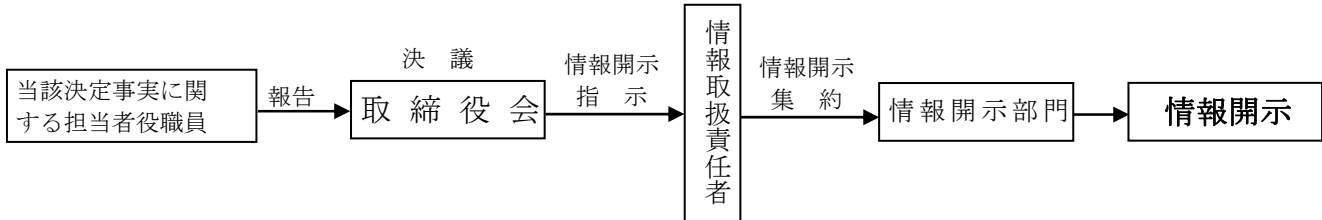
子会社に関する情報の開示につきましては、子会社に係る重要な決定・発生事実が認識され、適時開示情報となる可能性が生じた時点で、各関係会社の内部情報取扱責任者から当社情報取扱責任者に速やかに報告が行われる体制となっております。その後は、1. 決定事実に関する情報の開示及び2. 発生事実に関する情報の開示と同様の手順により、迅速に開示するよう努めております。

【参考資料：内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制（模式図）】

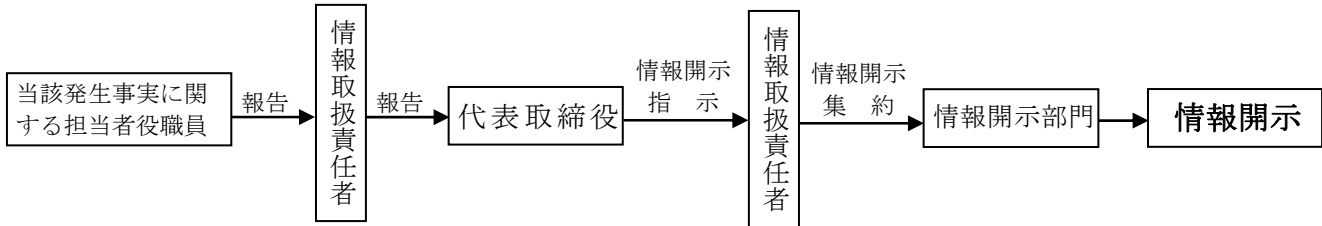


【参考資料：適時開示体制の概要（模式図）】

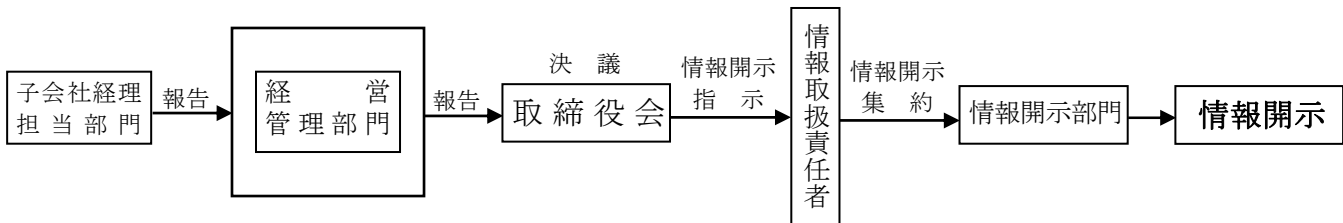
1. 決定事実



2. 発生事実



3. 決算情報



4. 子会社情報

